

# 対応内容

## 1. 税制改正内容

ここでは、令和6年11月6日現在で判明している主な税制改正内容を記載しています。

※年末調整処理をおこなう際には、マニュアル・ヘルプとあわせて国税庁より発行しています、「年末調整のしかた」「源泉徴収のあらまし」等をご確認ください。

国税庁ホームページ：

- ・令和6年分 年末調整のしかた  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>
- ・令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2024/index.htm>
- ・令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024004-044.pdf>
- ・令和6年版 源泉徴収のあらまし  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2023/index.htm>

### (1) 定額減税の年調減税事務

令和6年分の所得税については、定額による所得税額の特別控除いわゆる「定額減税」がおこなわれています。所得税の定額減税は、給与所得者の場合、毎月の給与で処理する「月次減税事務」と、年末調整時に処理する「年調減税事務」があります。

そのため、令和6年分の年末調整では、年末調整時点の情報を元に、定額減税額を再計算し、従来通り算出した年税額から控除額を計算する「年調減税事務」が必要となります。

#### 【年調減税事務の手順】



(参考)

国税庁ホームページ：令和6年分年末調整についてのお知らせ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/pdf/02.pdf>

### ※月次減税事務

本人、同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限る）の控除額の合計額まで減税されます。ただし、合計額が所得税額を超える場合には、所得税額が限度となります。

- ・本人：3万円
- ・同一生計配偶者または扶養親族：1人につき3万円

(参考)

- ・国税庁ホームページ：定額減税 特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>

- ・財務省ホームページ：パンフレット「令和6年度税制改正」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2024/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/index.htm)

## (2) 簡易な扶養控除等申告書

令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について、前年にその勤務先へ提出した扶養控除等申告書等に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨を記載することで「簡易な申告書」として提出できるようになりました。

(参考)

- ・ 国税庁ホームページ：簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130_01.pdf)
- ・ 国税庁ホームページ：扶養控除等申告書の提出について  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130_02.pdf)

## (3) 令和6年分の年末調整控除申告書作成用ソフトウェア

国税庁は、『令和6年分の年末調整控除申告書作成用ソフトウェア』を公開しました。

国税庁ホームページ：年末調整手続の電子化に向けた取組について  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

※年調ソフトは、毎年の税制改正を受けて改修を実施する予定のため、年末調整をおこなう年分ごとにダウンロードする必要があります。異なる年分の年調ソフトを使用した場合、控除額、年税額等が正しく計算されないおそれがありますので、年調ソフトを利用する際には、他の年分を利用しないよう注意してください。

## 2. 様式変更

以下の帳表に変更がありました。

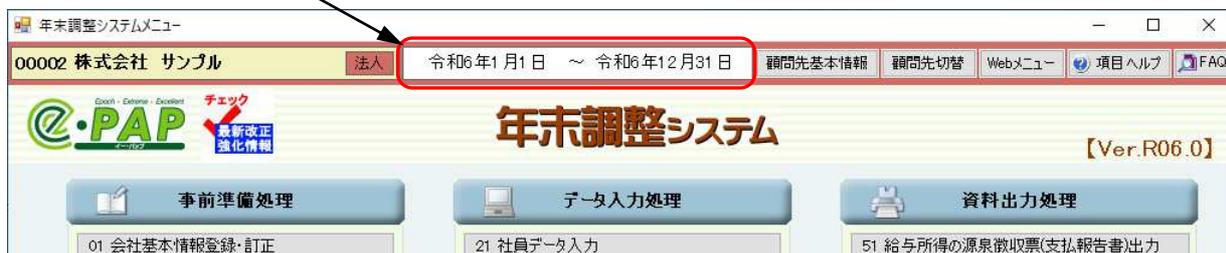
### 変更帳表

帳表名	変更内容
令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	帳表右上に「前年の申告内容からの異動」欄が追加されました。
	帳表右上の「二次元コード」が令和6年分の記載例から、令和7年分の記載例に変更されました。
	記載要領の説明の変更に伴い、「障害者又は勤労学生の内容」欄の説明が変更されました。
令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書	帳表名が「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」から、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に変更されました。
	帳表右上の「二次元コード」が令和5年分の記載例から、令和6年分の記載例に変更されました。
	『～記載に当たってのご注意～』の説明が変更されました。
	『◆給与所得者の基礎控除申告書◆』 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「○控除額の計算 判定」に「1,000万円超 1,805万円以下（D）」が追加され、「1,000万円超 2,400万円以下」が、「1,805万円超 2,400万円以下」に変更されました。</li> <li>また、（A）～（D）の控除額欄に“定額減税対象”が追加されました。</li> <li>・「本人定額減税対象」欄が追加されました。</li> <li>・「区分I」欄の説明、注意書きが移動・変更されました。</li> </ul>
令和6年分 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆』	『◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆』が、『◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆』に変更されました。
	これに伴い、記載要領の説明が追加されました。
	・「○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 判定」に「定額減税対象」が追加されました。
	・「配偶者定額減税対象」欄が追加されました。
・注意書きが移動・変更されました。	
令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書	帳表右上の「二次元コード」が令和5年分の記載例から、令和6年分の記載例に変更されました。
	『生命保険料控除』欄の「保険金等の受取人」から「あなたとの続柄」欄が削除され、「保険金等の受取人の氏名」に変更されました。
	『地震保険料控除』欄のうち、「保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名」から「あなたとの続柄」欄が削除されました。
	『社会保険料控除』欄の「保険料を負担することになっている人」から「あなたとの続柄」欄が削除され、「保険料を負担することになっている人の氏名」に変更されました。
令和6年分 源泉徴収簿	『年末調整』欄の「年調年税額」の計算式が変更され、帳表下の欄外に「※年調減税額の控除等の計算をおこなう必要があります。」欄が追加されました。
給与支払報告書（総括表）	帳表の右上の説明が「※総括表はA5サイズで1枚、個人別明細書はA5サイズで1人につき1枚を提出してください。」に変更されました。
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	控用から『税務署受付印』が削除されました。

### 3. 税制改正・様式変更に伴う当システムでの対応

税制改正・様式変更に伴い、変更になった処理について説明します。

**処理年が令和6年の場合**、『定額減税』の改正に対応した処理がおこなえるようになりました。



#### ● 年末調整システムメニュー ●

前のバージョンからの変換処理メッセージ（P. 23 参照）の後、【年末調整システムメニュー】が表示される前に、メッセージが表示される場合があります。（P. 20 参照）

## (1) 所得税の定額減税に対応

『定額減税』の改正に伴い、変更になった処理について説明します。

### ① 『21. 社員データ入力』

改正に伴い、入力画面を変更しました。主な変更点を説明します。

#### 【本人・扶養情報】

① 「同一生計配偶者」を追加しました。

(【基礎控除・配偶者(特別)控除に関する内訳】の「同一生計配偶者」を、【本人・扶養情報】へ移動しました。また、選択項目を“所得自動判断”“対象外”に変更しました。あわせて、「配偶者(特別)控除」欄の選択項目も“所得自動判断”に変更しました。)

② 「配偶者控除」「配偶者特別控除」を、「(特別)控除対象」に変更しました。

配偶者控除対象等の判定結果、控除額が表示されます。

	判定結果	控除額
配偶者控除対象の場合	(控)	「年齢」「障害者」「配偶者の合計所得金額」「本人の合計所得金額」を基に、金額が自動計算されて表示されます。
配偶者特別控除対象の場合	(特)	
配偶者(特別)控除対象外の場合	(外)	0
配偶者控除対象外で、同一生計配偶者の場合	(同)	0

③ 処理年が令和6年の場合、「年調減税額」が表示されます。

③ 処理年が令和6年の場合に表示されます。

【給与データ】等で、6月以降の給与等の支給額を入力している場合、同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数により、年調減税額が表示されます。

※ 6月以降の支給額を入力していない場合は、「iマーク」が表示され、マウスポインタをあわせると、コメントが表示されます。

**i 年調減税額**  
6月以降の支給明細がない場合、定額減税の対象になりません。休業等の場合は減税額を上書きしてください。

### 【Ver. R06.0】より前のバージョンから変換処理をおこなった場合

#### 「同一生計配偶者」

前のバージョンで、【基礎控除・配偶者(特別)控除に関する内訳】の「同一生計配偶者」が“該当する”“該当しない”のどちらの場合も、“所得自動判断”が選択されます。

**【基礎控除・配偶者（特別）控除に関する内訳】**

様式変更（P. 3 参照）にあわせ、「区分Ⅰ」に“D：1000万円超1805万円以下”を追加しました。  
これに伴い、“1000万円超2400万円以下”を、“1805万円超2400万円以下”に変更しました。

基礎控除・配偶者（特別）控除に関する内訳 「(参考)給与収入金額等の計」を「給与所得(見積額)(1)」に連動したい場合は、会社基本情報登録・訂正の「本人所得見積額連動」を「する」に変更してください。

本人の所得金額情報 (参考)給与収入金額等の計： 12,950,000

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得(見積額)	12,950,000 円	11,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)		11,000,000 円

追加しました。

区分Ⅰ：D 1000万円超1805万円以下 基礎控除額：480,000 円

※給与所得以外の所得：  
「事業所得」「雑所得」「配当所得」「不動産所得」「退職所得」「その他の所得」  
 基礎控除を受けない

**【給与データ】**

処理年が令和6年の場合、「月次減税額」欄、「減税後税額」欄が表示されます。  
それに伴い、「社保控除後額」欄、「算出税額」欄は表示されません。

社員データ入力

00002 株式会社 サンプル 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

社員コード：000008 経理課 山川 太郎

年調計算：自動判断 年調必要 源泉徴収簿出力：する

支払報告書作成：受給者 する 市町村 する 税務署 自動判断 する

訂正モード

● 明細入力 ○ 合計入力

前職分	支給日	総支給金額	社会保険控除	扶養	月次減税額	減税後税額	年調過不足額	差引徴収税額	税率
給料合計		7,170,000	1,104,222		54,960	50,700	0	50,700	
賞与合計		1,800,000	281,880		93,000		-50,700	-50,700	
計		8,970,000	1,386,102		147,960	50,700	-50,700	0	
給料	1 1月19日	590,000	90,712	5		8,420	0	8,420	
	2 2月20日	590,000	90,712	5		8,420	0	8,420	
	3 3月20日	590,000	90,712	5		8,420	0	8,420	
	4 4月19日	600,000	92,454	5		9,160	0	9,160	
	5 5月20日	600,000	92,454	5		9,160	0	9,160	
	6 6月20日	600,000	92,454	5	9,160		0	0	

※『22. 給与データ月別入力』『給与データ月別入力リスト』（[F9：プレビュー]から出力）も同様に、変更しています。（P. 9 参照）



**Point**

【給与データ】では、「月次減税額」欄と「減税後税額」欄を入力します。  
『源泉徴収簿』の出力時には、『令和6年分 年末調整のしかた』の「源泉徴収簿及び年調計算表への記入例」にあわせて、「算出税額」欄には、「月次減税額」＋「減税後税額」が出力されます。（P. 11 参照）

**【Ver. R06.0】より前のバージョンから変換処理をおこなった場合**

前のバージョンの「算出税額」で入力していた金額が、「減税後税額」に表示されます。

● 明細入力 ○ 合計入力

前職分	支給日	総支給金額	社会保険控除	社保控除後額	扶養	算出税額
給料合計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		50,700
賞与合計		1,800,000	281,880	1,518,120		
計		8,970,000	1,386,102	7,583,898		50,700
給料	1 1月19日	590,000	90,712	499,288	5	8,420
	2 2月20日	590,000	90,712	499,288	5	8,420
	3 3月20日	590,000	90,712	499,288	5	8,420
	4 4月19日	600,000	92,454	507,546	5	9,160
	5 5月20日	600,000	92,454	507,546	5	9,160
	6 6月19日	600,000	92,454	507,546	5	

### ① 給与データ入力（明細入力：各月1回）

6月以降「月次減税額」が入力できます。前職分も入力できます。

社員コード：000008 経理課 年調計算：自動判断 年調必要 源泉徴収簿出力：する  
 山川 太郎 支払報告書作成：受給者 する 市町村 する 税務署 自動判断 する

●明細入力 ○合計入力

	支給日	総支給金額	社会保険控除	扶養	月次減税額	減税後税額	年調過不足額	差引徴収税額	税率
前職分									
給料合計		7,170,000	1,104,222		54,960	50,700	0	50,700	
賞与合計		1,800,000	281,880		93,000		-50,700	-50,700	
計		8,970,000	1,386,102		147,960	50,700	-50,700	0	
給 手 当 等	1 1月19日	590,000	90,712	5		8,420	0	8,420	
	2 2月20日	590,000	90,712	5		8,420	0	8,420	
	3 3月20日	590,000	90,712	5		8,420	0	8,420	
	4 4月19日	600,000	92,454	5		9,160	0	9,160	
	5 5月20日	600,000	92,454	5		9,160	0	9,160	
	6 6月20日	600,000	92,454	5	9,160		0	0	
	7 7月19日	600,000	92,454	5	9,160		0	0	
	8 8月20日	600,000	92,454	5	9,160		0	0	
	9 9月20日	600,000	92,454	5	9,160		0	0	
	10 10月21日	600,000	92,454	5	9,160		0	0	
	11 11月20日	600,000	92,454	5	9,160		0	0	
	12 12月20日	600,000	92,454	5		7,120	0	7,120	
賞	夏季 6月10日	900,000	140,940	5	93,000		0	0	12.252%
	冬季 12月25日	900,000	140,940	5			-50,700	-50,700	%

**「月次減税額」**  
 年末調整の過不足額を調整する年が“本年”の場合、調整する月（回）は入力できません。（入力欄が紫で空欄になります。）

『21. 社員データ入力』【基本情報】

精算区分	<input checked="" type="radio"/> 会社基本情報に従って 本年 <input type="radio"/> 本年 <input type="radio"/> 翌年
過不足調整	<input checked="" type="radio"/> 会社基本情報に従って 賞与 2回 <input type="radio"/> 給料 月 <input type="radio"/> 賞与 回

### ② 給与データ入力（明細入力・各月2回）

6月以降「月次減税額」が入力できます。前職分も入力できます。

社員コード：000001 総務部 年調計算：自動判断 年調必要 源泉徴収簿出力：する  
 中山 吾郎 支払報告書作成：受給者 する 市町村 する 税務署 自動判断 する

●明細入力 ○合計入力

	支給日	総支給金額	社会保険控除	扶養	月次減税額	減税後税額	年調過不足額	差引徴収税額	税率
前職分									
給料合計		5,952,000	1,041,690		47,700	47,700	-66,922	-19,222	
賞与合計		1,520,000	236,664		72,300	32,522	0	32,522	
計		7,472,000	1,278,354		120,000	80,222	-66,922	13,300	
給 料	1 1月10日	200,000	41,000	3		3,000	0	3,000	
	1 1月25日	296,000	45,808	3		4,950	0	4,950	
	5 5月10日	200,000	41,000	3		3,000	0	3,000	
	5 5月25日	296,000	45,808	3		4,950	0	4,950	
	6 6月10日	200,000	41,000	3	3,000		0	0	
	6 6月25日	296,000	45,808	3	4,950		0	0	

### ③ 給与データ入力（合計入力）

「前職分・月次減税額」「給料合計・月次減税額」「賞与合計・月次減税額」が入力できます。

社員コード：000008 経理課 年調計算：自動判断 年調必要 源泉徴収簿出力：する  
 山川 太郎 支払報告書作成：受給者 する 市町村 する 税務署 自動判断 する

○明細入力 ●合計入力

	支給日	総支給金額	社会保険控除	扶養	月次減税額	減税後税額	年調過不足額	差引徴収税額	税率
前職分									
給料合計		7,170,000	1,104,222		54,960	50,700	0	50,700	
賞与合計		1,800,000	281,880		93,000		-50,700	-50,700	
計		8,970,000	1,386,102		147,960	50,700	-50,700	0	
1	1月19日						0	0	

### 【年末調整情報】

処理年が令和6年の場合、画面右下に「年調減税額 ㉔-2」「年調減税後所得税額 ㉔-3」「控除外額 ㉔-4」が表示されます。

表示されます。

### 【帳表補助入力】

『給与所得の源泉徴収票（支払報告書）』欄の「摘要」には、「源泉徴収時所得税減税控除済額」「控除外額」「非控除対象配偶者減税有」の内容は表示されませんが、入力は不要です。

【F9：プレビュー】など、『給与所得の源泉徴収票』『給与支払報告書』を出力（プレビュー）すると、出力されます。（P. 10 参照）

【プレビュー表示：給与所得の源泉徴収票】

（摘要）源泉徴収時所得税減税控除済額 45,600円、控除外額 104,400円

## ② 『22. 給与データ月別入力』

処理年が令和6年の場合、「月次減税額」欄、「減税後税額」欄が表示されます。  
「算出税額」欄は表示されません。

6月以降「月次減税額」が入力できます。前職分も入力できます。

### ① 給料（『01. 会社基本情報登録・訂正』の「各月非課税額入力」が“しない”の場合）

※「各月非課税額入力」が“あり”の場合は、「社保控除後の金額」が表示されません。

【プレビュー表示（給与データ月別入力リスト）】

給与データ月別入力リスト							
00002 株式会社 サンプル			給料 6月 6月 20日支給				1 頁
社員コード	氏名	退職	総支給金額	社保控除額	扶養	月次減税額	減税後税額
000005	井上 次郎		350,000	55,992	4	1,660	0
A02:計			350,000	55,992		1,660	0
000001	中山 吾郎		496,000	86,808	3	7,950	0
C01:計			496,000	86,808		7,950	0
000008	山川 太郎		800,000	92,454	5	9,160	0
D01:計			800,000	92,454		9,160	0
会社計			1,446,000	235,254		18,770	0

## ② 賞与

社員コード	氏名	退職	総支給金額	社会保険料の控除額	社保控除後の金額	扶養	率%	月次減税額	減税後税額
000008	山川 太郎		800,000	140,940	759,060	5	12.252	93,000	
D01:計			800,000	140,940	759,060			93,000	

③『給与所得の源泉徴収票』『給与支払報告書』の「摘要」欄の記載変更

処理年が令和6年の場合、『給与所得の源泉徴収票』『給与支払報告書』の「摘要」欄の先頭に、“源泉徴収時所得税減税控除済額” “控除外額” “非控除対象配偶者減税有” が出力されます。

・源泉徴収時所得税減税控除済額 XXX,XXX円

実際に控除した年調減税額が出力されます。

・控除外額 XXX,XXX円

年調減税額のうち、年調所得税額から控除しきれなかった金額が出力されます。

控除しきれなかった金額がない場合は、“控除外額 0円”と出力されます。

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票					
支払 を受け る者	住所 又は 居所  神奈川県横浜市中区翁町2-8-14	(受給者番号) 000008			
		(役職名) 係長			
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 山川 太郎			
種別	支私金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与 賞与	8,970,000	6,973,000	4,276,102	0	
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 45,600円、控除外額 104,400円					

・非控除対象配偶者減税有

本人の合計所得金額が1000万超で、同一生計配偶者に該当する場合に出力されます。

(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 60,000円、控除外額 0円	非控除対象配偶者減税有
-------------------------------------	-------------

※『社員台帳』でも確認できます。

会社番号 00002 株式会社 サンプル		令和 6 年分 社員台帳	
受給者番号	000008	相除役	
氏名	上村 宏明	年齢	80歳
生年月日	昭和19年 4月 10日	入社日	
中途就・退職日		退職日	
住所	〒154-0001 東京都世田谷区池尻2-2-		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	有 無 従有 従無	減	

「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄の「無」に“減”が出力されます。

④『55. 基礎／配偶者／所得調整 控除申告書出力』

『◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告)◆』欄に、配偶者 (配偶者特別) 控除を適用する配偶者だけでなく、同一生計配偶者も出力されます。(令和6年分の用紙では「同一生計配偶者」も記載が必要です。)

◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告)◆

○「控除額の計算」の「区分」欄については、「基礎控除申告書」の「区分」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分」欄が(1)～(3)に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。

○「基礎控除申告書」の「区分」欄が(D)～(F)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分」欄が(4)～(6)に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。

ただし、その配偶者が非居住者である場合は除きます。

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ)	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
配偶者の氏名	* * * * * * * * * * * *	男・大 42年 2月 2日 女・中
ウイムラ アキ	異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者
上村 あき		生計を一にする事実

◎この申告書の記載に

● 同一生計配偶者 ●

該当する場合は、【本人・扶養情報】「(特別)控除対象」に“(同)”と表示されています。

同一生計配偶者	所得自動判断	対象外	配偶者(特別)控除	所得自動判断	対象外	源泉控除対象	対象	対象外
氏名	上村 あき		生年月日	昭和 42 年 2 月 2 日		配偶者合計所得		
フリガナ	ウイムラ アキ		障害者	該当しない	57歳	(特別)控除対象	(同)	0

⑤ 『53. (一人別) 源泉徴収簿出力』『58. 社員台帳出力』等

- ① 処理年が令和6年の場合、各月の給与・各回の賞与ごとの控除前税額（減税前税額）、月次減税額、減税後税額が出力されるようになりました。
- ② 処理年が令和6年の場合、「年調減税額 ㉔-2」「年調減税後所得税額 ㉔-3」「控除外額 ㉔-4」が出力されるようになりました。

<出力サンプル：源泉徴収簿>

所属	職名	住所	氏名	整理番号				
D01 経理課	係長	(〒231-0028) 神奈川県横浜市中区翁町2-8-14	ヤマカワ タロウ 山川 太郎 (生年月日 昭和56年1月1日)	000008				
区分	支給 月日	総支給金額	社会保険 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	控除 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差引 徴収税額
前職分							▲:月次減税額	
1	1/19	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
2	2/20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
3	3/20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
4	4/19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
5	5/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
6	6/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲9,160	0
7	7/19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲9,160	0
8	8/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲9,160	0
9	9/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲9,160	0
10	10/21	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲9,160	0
11	11/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲9,160	0
12	12/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲2,040	7,120
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		107,700	-57,000	50,700
1	6/10	900,000	140,940	759,060	5	93,000	▲93,000	0
2	12/25	900,000	140,940	759,060	5	93,000	-50,700	-50,700
3								
4								
5								
計		1,800,000	281,880	1,518,120		93,000	-143,700	-50,700

- ① 「作成区分」が「個人別」の場合に出力されます。
  - ・「算出税額」  
控除前税額（「月次減税額」＋「減税後税額」）が出力されます。
  - ・「年末調整による過不足税額」  
「前職分」欄の上段に「▲:月次減税額」と出力されます。  
各月の給与・各回の賞与には、先頭に▲をつけて、月次減税額が出力されます。
  - ・「差引徴収税額」  
減税後税額が出力されます。

区分	支給 月日	総支給金額	社会保険 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	控除 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差引 徴収税額
料	5/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
	6/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲9,160	0
	7/19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	▲9,160	0

- ② 帳表下の欄外に出力されます。
 

※年調減税額の控除等の計算を行う必要があります。 (㉔-2 150,000円 (年調減税額) ㉔-3 0円 (年調減税額控除後の年調所得税額) ㉔-4 104,400円 (控除外額))

⑥ 『11. 給与からのデータ引用』、『e-PAP給与計算』と自動連動をおこなっている場合

- 『e-PAP給与計算』の「同一生計」が“対象”の場合、『e-PAP給与計算』から引用をおこなうと、『21. 社員データ入力』【本人・扶養情報】の「同一生計配偶者」は“所得自動判断”が選択されます。
- 『e-PAP給与計算』から、「月次減税額」が引用されるようになりました。

『e-PAP給与計算』

社員情報 扶養情報 社員コード ガイド表示対象社員 訂正モード

社員コード : 000001 中山 吾郎

配偶者  
 無し  有り マイナンバー: 入力済 入力 クリア 源泉控除対象:  対象  対象外 国外居住: 該当しない  
 氏名: 中山 裕美 同一生計:  対象  対象外 障害者: 該当しない

個別支給日情報  
 社員コード : 000001 中山 吾郎 総務部

給与支給日情報  
 1月分 1月25日  
 2月分 2月25日  
 3月分 3月25日  
 4月分 4月25日  
 5月分 5月25日  
 6月分 6月25日  
 7月分 7月25日  
 8月分 8月25日  
 9月分 9月25日  
 10月分 10月25日  
 11月分 11月25日  
 12月分 12月23日

賞与支給日情報  
 1回 7月10日  
 2回 12月10日  
 3回  
 4回  
 5回

給与月次減税額・減税残  

月分	月次減税額	月次減税残
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		
6月分	7,950	112,050
7月分	7,950	52,379
8月分	7,950	44,429
9月分	7,950	36,479
10月分	7,950	28,529
11月分	7,950	20,579
12月分	0	0

賞与月次減税額・減税残  

回数	月次減税額	月次減税残
1回	51,721	60,329
2回	20,579	0
3回		
4回		
5回		

定額減税額の減税合計の上限や、賞与支給日、明細の登録順などについてはチェックしていません。  
 明細入力で計算がおこなわれると、この画面で入力した金額は再計算されます。  
 入力時には十分ご注意ください。

『e-PAP年末調整』

社員データ入力 本人・扶養情報 訂正モード

社員コード : 000001 総務部 中山 吾郎

年調計算: 自動判断 年調必要 源泉徴収簿出力: する

支払報告書作成: 受給者 する 市町村 する 税務署 自動判断 する

配偶者  無し  有り  
 マイナンバー: 入力済 入力 クリア 国外居住: 該当しない

同一生計配偶者  所得自動判断  対象外 配偶者(特別)控除  所得自動判断  対象外 源泉控除対象  対象  対象外

氏名	生年月日	障害者	配偶者合計所得
中山 裕美	昭和37年5月31日	該当しない	450,000
フリガナ カトマヒロミ			380,000

社員データ入力 給与データ入力 訂正モード

社員コード : 000001 総務部 中山 吾郎

年調計算: 自動判断 年調必要 源泉徴収簿出力: する

支払報告書作成: 受給者 する 市町村 する 税務署 自動判断 する

● 明細入力 ○ 合計入力

前職分	支給日	総支給金額	社会保険控除	扶養	月次減税額	減税後税額	年調過不足額	差引徴収税額	税率
給料合計		5,952,000	1,041,896		47,700	47,700			
賞与合計		1,520,000	236,664		72,300	32,522			
計		7,472,000	1,278,560		120,000	80,222			
給料	1月25日	496,000	86,808	3		7,950			
	2月25日	496,000	86,808	3		7,950			
	3月25日	496,000	86,808	3		7,950			
	4月25日	496,000	86,808	3		7,950			
	5月25日	496,000	86,808	3		7,950			
	6月25日	496,000	86,808	3		7,950			
	7月25日	496,000	86,808	3	7,950				
	8月25日	496,000	86,808	3	7,950				
	9月25日	496,000	86,808	3	7,950				
	10月25日	496,000	86,808	3	7,950				
	11月25日	496,000	86,808	3	7,950				
	12月23日	496,000	86,808	3		7,950			
賞与	夏季 7月10日	750,000	116,775	3	51,721				
	冬季 12月10日	770,000	119,889	3	20,579				

『e-PAP年末調整 Ver. R06.0』より前のバージョンで、6月以降の給与データを引用している場合「月次減税額」が表示されません。再度、『e-PAP給与計算』からのデータ引用をおこなってください。

⑦『12. 給与への過不足額戻し』

「過不足額を戻す年」や「調整する項目」の設定により、次のように『e-PAP給与計算』へ戻します。

過不足額を戻す年は？  
 本年（令和6年）     翌年（令和7年）

調整する項目は？  
 所得税欄     年末調整欄

調整する方法は？  
 加算     転記

①「過不足額を戻す年は？」が“本年”、「調整する項目は？」が“所得税欄”の場合  
(戻し前)

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残	
	21,648	3,960	40,260	0	0	2,100	67,968	0	0	2人	4,460	5,711	
	財形貯蓄	寮使用料											
	0	0											
											控除合計	調整	控除総計
											67,968	0	67,968

(戻した後)

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残	
	21,648	3,960	40,260	0	0	2,100	67,968	-20,250	0	2人	0	10,171	
	財形貯蓄	寮使用料											
	0	0											
											控除合計	調整	控除総計
											47,718	0	47,718

「所得税」………過不足額が、加算または転記されます。(入力欄が緑色になります。)  
 「月次減税額」… “0” になります。  
 「月次減税残」…月次減税額を加算した金額が表示されます。

②「過不足額を戻す年は？」が“本年”、「調整する項目は？」が“年末調整欄”の場合  
(戻し前)

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残	
	21,648	3,960	40,260	0	0	2,100	67,968	0	0	2人	4,460	5,711	
	財形貯蓄	寮使用料											
	0	0											
											控除合計	調整	控除総計
											67,968	0	67,968
調整	年末調整		※入力したデータを登録する場合は【確認】を押してください。					課税総額	非課税総額	通勤費/月	差引支給額		
	0							350,000	0		282,032		

(戻した後)

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残	
	21,648	3,960	40,260	0	0	2,100	67,968	0	0	2人	0	10,171	
	財形貯蓄	寮使用料											
	0	0											
											控除合計	調整	控除総計
											67,968	0	67,968
調整	年末調整		※入力したデータを登録する場合は【確認】を押してください。					課税総額	非課税総額	通勤費/月	差引支給額		
	20,250							350,000	0		302,282		

「所得税」………金額は変更されません。  
 戻し前に「月次減税額」が表示されている場合は、入力欄が緑色になります。  
 「月次減税額」… “0” になります。  
 「月次減税残」…月次減税額を加算した金額が表示されます。  
 「年末調整欄」…過不足額が、加算または転記されます。

「月次減税額」が“0”の場合は、出力した給与（賞与）明細書には、「月次減税額」「月次減税残」は出力されません。

株式会社 サンプル		A00 営業本部		給与明細書						
令和 6年12月分 令和 6年12月23日支給		000020 田中 九朗								
勤怠	労働日数	出勤日数	欠勤	不就業	前月有休残	当月消化	当月有休残			
	20.00	20.00	0.00	0.00	5.00	0.00	5.00			
支給	基本給									
	340,000								総支給額 340,000	
控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養
	21,648	3,960	40,260	0	0	2,040	67,908	0	0	2人
								控除合計	調整	控除総計
								67,908	0	67,908
調整	年末調整									
	20,250									
				課税総額	非課税総額	通勤費/月			(累計支給額)	差引支給額
				340,000	0				5,680,000円	292,342

● **年末調整の結果に訂正があり、再度、過不足額を給与（賞与）明細に戻す場合** ●

『給与（賞与）明細入力』で、『12. 給与への過不足額戻し』をおこなう前の状態に訂正してから、再度、『12. 給与への過不足額戻し』をおこなってください。

再計算処理や、「所得税」を基の金額に戻す（**[F5：上書切替]**で入力欄を水色に戻す）操作をおこなうと、「月次減税額」「月次減税残」も基の金額になります。

③ 「過不足額を戻す年は？」が“翌年”の場合

設定に従って、過不足額を戻します。

過不足額を戻す年は？  
 本年（令和6年）  翌年（令和7年）

調整する項目は？  
 所得税欄  年末調整欄

調整する方法は？  
 加算  転記

令和7年1月の給与明細の「年末調整」に戻した場合

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養
	21,648	3,960	40,260	0	0	2,040	67,908	4,110	0	2人
調整	財形貯蓄	寮使用料								
	0	0								
								控除合計	調整	控除総計
								72,018	0	72,018
	年末調整									
	20,250									
				課税総額	非課税総額	通勤費/月				差引支給額
				340,000	0					288,232

※入力したデータを登録する場合は【確認】を押してください。

※処理年が7年の場合は、「月次減税額」「月次減税残」は表示されません。

## (2) 令和6年分の様式変更に対応

『給与所得者の保険料控除申告書』の様式変更にあわせ、入力画面等を変更しました。

### ① 『21. 社員データ入力』

#### 【保険控除】

「あなたとの続柄」を削除しました。

保険会社等名	保険等の種類	保険期間 又は 年金支払 期間	保険等々の 契約者の氏名	保険金等々の 受取人の氏名	新・旧 の 区分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額 (分配を受けた剰余金 等の控除後の金額)
●●生命	養老保険	10	山川 太郎	山川 花子	新	25,000円
××生命	養老保険	10	山川 太郎	山川 明子	旧	80,000円
A (新)一般生命保険料						25,000円
B (旧)一般生命保険料						80,000円
①(新)一般生命保険控除						22,500円
②(旧)一般生命保険控除						45,000円
③新・旧生命保険控除計						40,000円
④						45,000円
●●生命	介護保険	10	山川 太郎	山川 明子		80,000円
C介護医療保険料						80,000円
⑤						40,000円
●●生命	〇〇年金	30	山川 太郎	山川 太郎	新	90,000円
支払開始日						令和 21 7 1
××生命	〇〇年金	30	山川 太郎	山川 太郎	旧	30,000円
支払開始日						令和 21 7 1

※『生命保険料控除 介護医療保険料』欄、『生命保険料控除 個人年金保険料』欄、『地震保険料控除』欄、『社会保険料控除』欄の「あなたとの続柄」も、同様に削除しています。

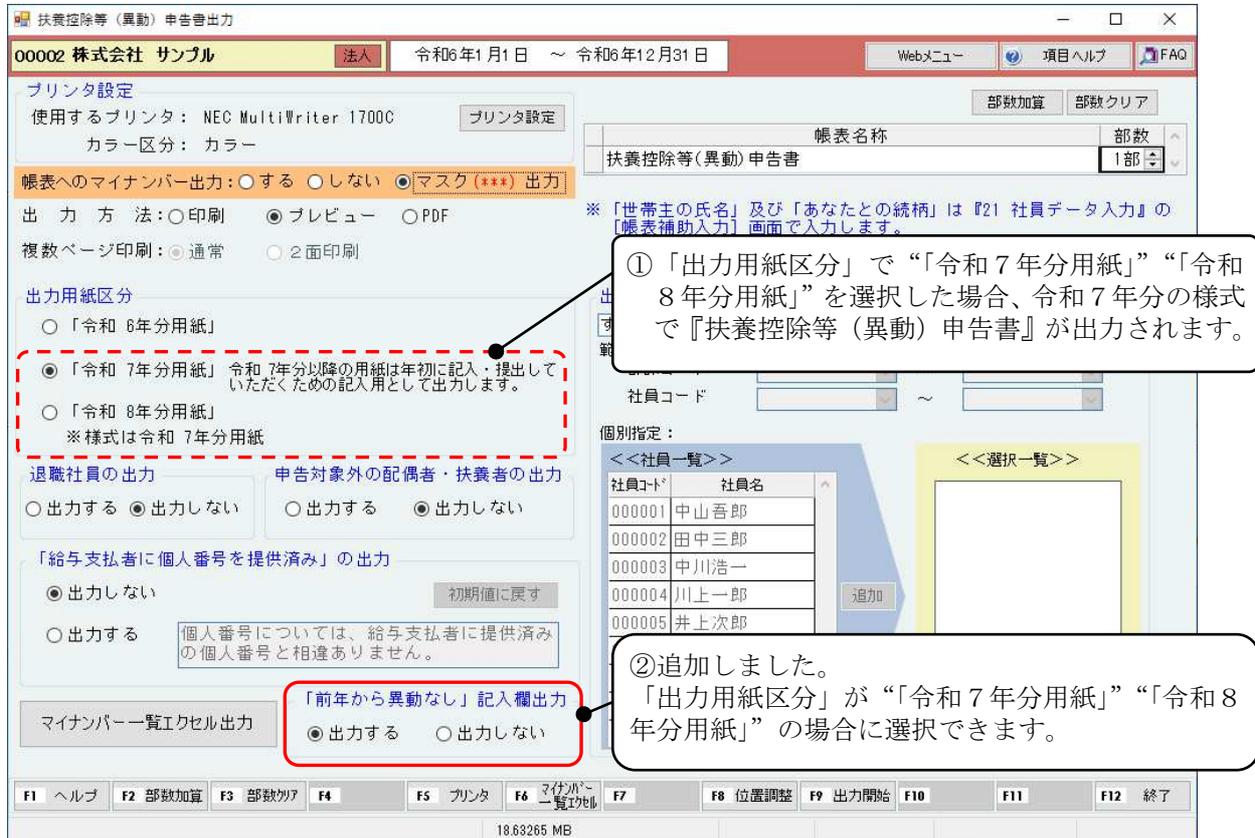
### ② 『54. 保険料控除申告書出力』等で出力される帳表

様式変更にあわせ、『給与所得者の保険料控除申告書』『入力チェックリスト(扶養・保険情報)』『年末調整準備シート』の「続柄」欄を削除した帳表が出力されます。

### (3) 『56. 扶養控除等（異動） 申告書出力』

①令和7年分『給与所得者の扶養控除等（異動） 申告書』が出力できるようになりました。

②簡易な扶養控除等申告書（P. 2 参照）の記載方法で社員に記入してもらえよう、「前年から異動なし」記入欄出力」を追加しました。



<出力サンプル：「前年から異動なし」記入欄出力が「出力する」の場合>

帳表右上に「前年の申告内容からの異動なし」欄が出力されます。

帳表には、今まで通り、社員のデータ（「氏名」「個人番号」「あなたとの続柄」「生年月日」「老人扶養親族」「特定扶養親族」）が出力されます。出力された内容を確認し、前年から異動がない場合は、社員に「前年の申告内容からの異動なし」欄にチェック(✓)を記入してもらいます。

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動） 申告書										
所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	株式会社 サンプル	(フリガナ)	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日	2006年 1月 1日	あなたの生年月日	2006年 1月 1日	扶養控除等申告書の提出期間	扶
神田	税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの氏名	山川 太郎	世帯主の氏名	山川 太郎	あなたの個人番号	あなたの続柄	本人	前年の申告内容からの異動
横浜市	市南区村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	(〒231-0028) 神奈川県横浜市中区鈴町2-8-14	あなたの住所又は居所	神奈川県横浜市中区鈴町2-8-14	あなたの住所又は居所	神奈川県横浜市中区鈴町2-8-14	扶	前年の申告内容からの異動
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、要援、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要があります。	区分等	(フリガナ) 氏名	あなたとの続柄	生年月日	令和7年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	扶	前年の申告内容からの異動	
源泉控除対象配偶者(主1)	ヤマカワ タロウ	山川 明子	長女	昭55・2・2	円	円	神奈川県横浜市中区鈴町2-8-14	扶	前年の申告内容からの異動	
主たる給与か	ヤマカワ ショウコ	山川 二郎	長男	平20・5・17	円	円	神奈川県横浜市中区鈴町2-8-14	扶	前年の申告内容からの異動	
	ヤマカワ フサコ	山川 二葉	長女	平18・1・1	円	円	神奈川県横浜市中区鈴町2-8-14	扶	前年の申告内容からの異動	

- 年初「前年の申告内容からの異動なし」欄をチェック(✓)して提出後、  
年の途中で異動があった場合 ●
- 社員に「前年の申告内容からの異動なし」欄を、取り消し線で消してもらい、異動があった事項を記入してもらいます。

## (4) 出力帳表の変更

税制改正・様式変更に伴い、各帳表や管理資料の帳表様式を変更しています。

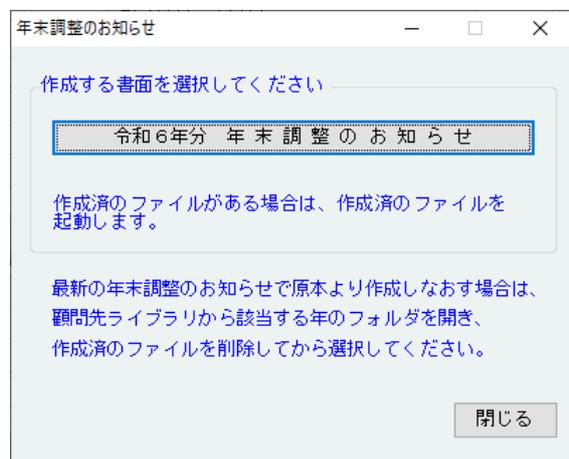
### 該当の帳表・管理資料

- 『05. 年末調整のお知らせ』
- 『06. 年末調整準備シート』
- 『23. 入力データチェックリスト出力』
- 『32. 法定調書合計表出力』……控用・事務所控用を変更しています。
- 『52. 個人用年末調整報告書出力』
- 『53. (一人別) 源泉徴収簿出力』
- 『54. 保険料控除申告書出力』
- 『55. 基礎／配偶者／所得調整 控除申告書出力』
- 『56. 扶養控除等(異動) 申告書出力』
- 『58. 社員台帳出力』

※『05. 年末調整のお知らせ』は、『e-PAPサービスパック(令和6年10月版)』で、『令和6年分 年末調整のお知らせ』が作成できるよう提供しております。

『e-PAPサービスパック(令和6年10月版)』で提供した内容から、変更ありません。

令和7年10月にリリース予定の『e-PAPサービスパック(令和7年10月版)』で、『令和7年分 年末調整のお知らせ』の作成に対応予定です。



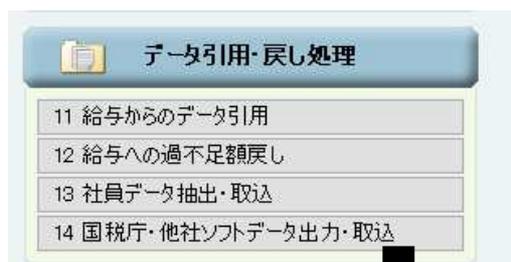
## (5) 令和6年分『14. 国税庁・他社ソフトデータ出力・取込』に対応

『令和6年分 国税庁・年調ソフト』、『オフィスステーション年末調整（令和6年）』で作成したデータが、『e-PAP年末調整』へ取り込めるようになりました。

国税庁ホームページ：年末調整手続の電子化に向けた取組について  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

『オフィスステーション年末調整』とは…

(株)エフアンドエムが提供する、年末調整処理をスムーズにおこなえるようになるサービスです。



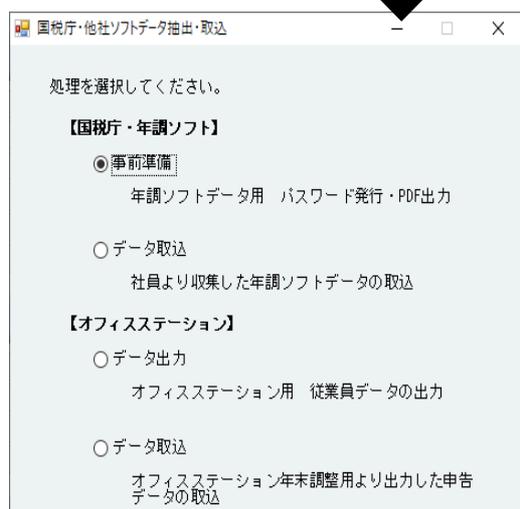
取込処理の操作方法は、変更ありません。

操作につきましては、

ヘルプ目次「詳細説明PDF」⇒

「国税庁・年調ソフト 事前準備・データ取込」

「オフィスステーション年末調整 データ出力・取込」  
で説明しています。



取込がおこなえる項目につきましては、ヘルプの

「国税庁・年調ソフト出力データ取込一覧」

「『オフィスステーション年末調整』出力データ取込一覧」  
で説明しています。

## 4. 機能強化内容

【Ver.R06.0】での機能強化内容について説明します。

- ・ **53** の処理が変更になっています。

年末調整システムメニュー  
00002 株式会社 サンプル 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日 顧問先基本情報 顧問

**年末調整システム**

【Ver.R06.0】に変更になっています。

【Ver.R06.0】

**事前準備処理**

- 01 会社基本情報登録・訂正
- 02 部課登録・訂正
- 03 市町村登録・訂正
- 04 役職情報登録・訂正
- 05 年末調整のお知らせ
- 06 年末調整準備シート

**データ入力処理**

- 21 社員データ入力
- 22 給与データ月別入力
- 23 入力データチェックリスト出力
- 24 給与支払報告書(総括表)入力
- 25 退職所得の源泉徴収票入力・出力
- 26 社員コード変更

**資料出力処理**

- 51 給与所得の源泉徴収票(支払報告書)出力
- 52 個人用年末調整報告書出力
- 53 (一人別)源泉徴収簿出力
- 54 保険料控除申告書出力
- 55 基礎/配偶者/所得調整 控除申告書出力
- 56 扶養控除等(異動)申告書出力
- 57 給与支払報告書(総括表)出力
- 58 社員台帳出力
- 59 年末調整報告一覧表(税額一覧表)出力
- 60 金種一覧表出力

**データ引用・戻し処理**

- 11 給与からのデータ引用
- 12 給与への過不足額戻し
- 13 社員データ抽出・取込
- 14 国税庁・他社ソフトデータ出力・取込

**法定調書関連処理**

- 31 法定調書合計表入力
- 32 法定調書合計表出力

**納税・納付処理**

- 41 納付書入力・出力

**特別処理**

- 19 訂正データ作成処理

**集い連携**

- 61【クラウド】給与所得の源泉徴収票出力

**電子申告データ作成・送信処理**

- 98 国税
- 99 地方税

処理選択

クイックヘルプ

- システムの特長
- 処理の流れ
- 出力帳表サンプル
- Q&A

F1 ヘルプ F2 おろの マニュアル F3 ル・ス・ト 設 定 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 終了

24.32571 MB

### ●主な機能強化内容●

#### 源泉徴収簿の見直し

令和5年分『源泉徴収簿』の様式変更で、『扶養控除等の申告・各種控除額』欄の扶養人数の変更履歴に変更がありました。

令和5年分『源泉徴収簿』の様式変更にあわせ、入力画面等を変更しました。

## 源泉徴収簿の見直し

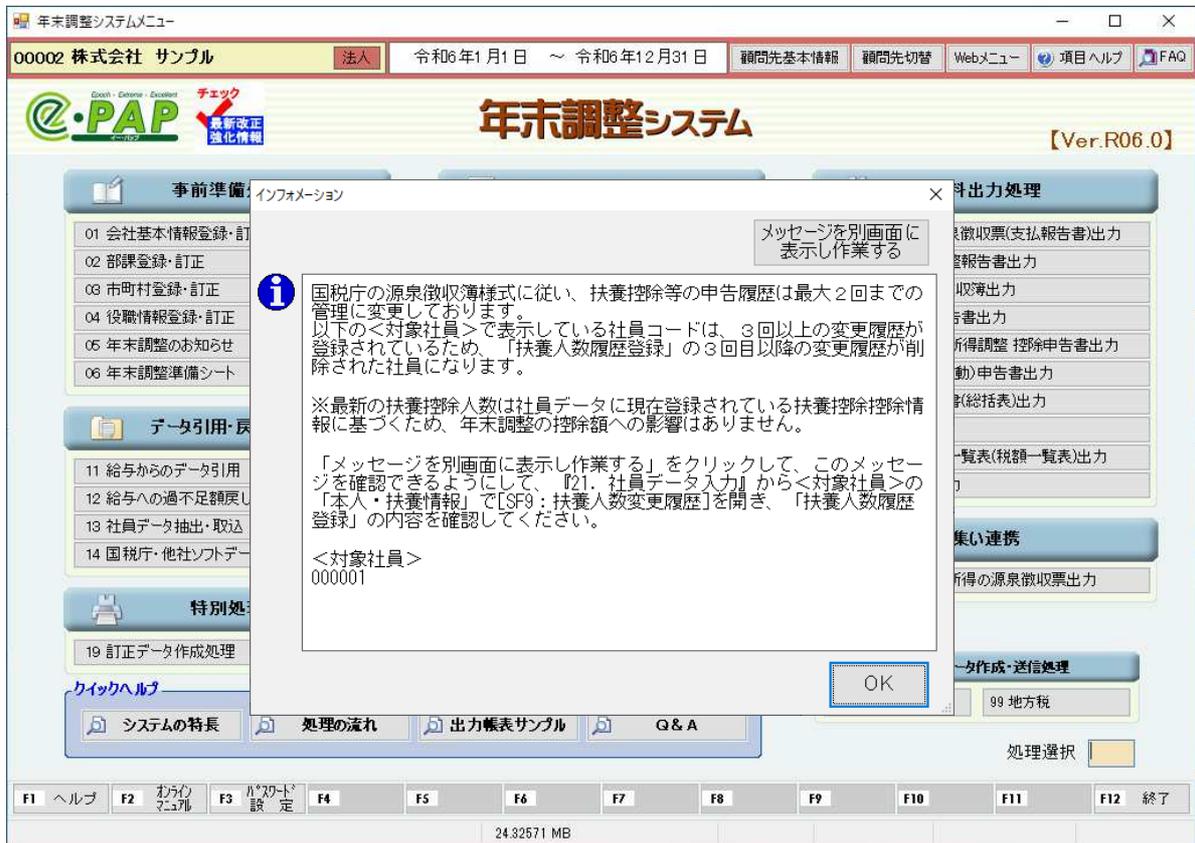
令和5年分『源泉徴収簿』の様式変更で、『扶養控除等の申告・各種控除額』欄の扶養人数の変更履歴に変更がありました。

変更内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>『扶養控除等の申告』欄が、『扶養控除等の申告・各種控除額』欄に変更され、『各種控除額』の記載欄が追加されました。</li> <li>『扶養控除等の申告』欄の変更履歴の申告年月日について、各種内訳ごとで2回記載から、全体で2回記載に変更されました。</li> <li>『扶養控除等の申告』欄の「障害者等」の記載様式が変更されました。</li> </ul>

令和5年分『源泉徴収簿』の様式変更にあわせ、入力画面等を変更しました。

### ①年末調整システムメニュー

前のバージョンからの変換処理メッセージ（P. 23 参照）の後に、次のメッセージが表示される場合があります。



## ② 『21. 社員データ入力』

【扶養人数履歴登録】（【本人・扶養情報】で【SF9：扶養人数変更履歴】を選択）  
項目単位だった「変更月日」が、変更1・変更2単位の「申告月日」に変更されました。

扶養人数履歴登録

源泉徴収簿  
扶養人数変更履歴登録

	源泉控除対象 配偶者	一般 扶養親族	特定 扶養親族	老人扶養親族		障害者等	従たる給与から控除する 控除対象扶養者数
				同居老親等	その他		
〈当初〉	有り	0人	0人	2人	0人	0人	0人
変更1 10月15日	有り	0人	0人	2人	0人	1人	0人
変更2 月 日		人	人	人	人	人	人

扶養人数の変更日を入力すると、変更前の扶養人数が入力可能になります。

F12:開じる

変更しました。

### 【Ver.R06.0】より前のバージョンから使用している顧問先の場合

「変更月日」を入力している場合は、「申告月日」へ次のように移行されます。  
必要に応じて、見直してください。

- 『変更1』欄の「変更月日」で1番早い変更月日が、『変更1』欄の「申告月日」へ移行されます。
- 『変更1』欄、『変更2』欄の「変更月日」で2番目に早い変更月日が、『変更2』欄の「申告月日」へ移行されます。
- 『変更2』欄の「変更月日」を入力している場合は、『変更1』欄の「変更月日」で1番早い変更月日の項目の人数等が、『変更1』欄の該当項目の人数等へ移行されます。

扶養人数履歴登録

源泉徴収簿  
扶養人数変更履歴登録

	源泉控除対象 配偶者	一般 扶養親族	特定 扶養親族	老人扶養親族		障害者等	従たる給与から控除する 控除対象扶養者数
				同居老親等	その他		
〈当初〉	無し	0人	2人	2人	0人	0人	0人
① 変更1 5月1日		人	人	2人	0人	0人	0人
③ 変更2 有り		人	人	1人	人	人	人
変更2 月 日		人	人	0人	人	人	人

扶養人数の変更日を入力すると、変更前の扶養人数が入力可能になります。

F12:開じる

扶養人数履歴登録

源泉徴収簿  
扶養人数変更履歴登録

	源泉控除対象 配偶者	一般 扶養親族	特定 扶養親族	老人扶養親族		障害者等	従たる給与から控除する 控除対象扶養者数
				同居老親等	その他		
〈当初〉	無し	0人	2人	2人	0人	0人	0人
① 変更1 5月1日	有り	0人	2人	2人	0人	0人	0人
② 変更2 8月1日	有り	0人	2人	0人	0人	0人	0人

扶養人数の変更日を入力すると、変更前の扶養人数が入力可能になります。

F12:開じる

③ 『53. (一人別) 源泉徴収簿出力』

令和5年分の『源泉徴収簿』の様式変更にあわせて、『扶養控除等の申告』欄の記載形式、項目等が変更、『各種控除額』欄が追加された帳表が出力されます。

※『障害者等』欄の本人・配偶者・扶養の記載形式は、変更していません。

※『貼付用 (B5) 源泉徴収簿』の帳表様式は、変更ありません。

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額											円			
同上の税額につき還付又は徴収した月区分		月別	還付又は徴収した税額	差引	残高	月別	還付又は徴収した税額	差引	残高	円	円			
		月	円		円	月	円		円	円				
扶養控除等の申告・各種控除額	申告の有無 有 無	区分	源泉控除対象配偶者	一般控除対象親族	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等 (本人・配偶者は該当欄を○で記入)			従たる源泉控除対象と扶養当	与除対象者の数 計 人 日 人	配偶者の有無 有 無	
		申告月日	有・無	人	人	同居 老親等	その他	本 人	障 害	特 障				学 生
		当初	有・無	0	0	2	0	0	障 害	特 障				
		10/15	有・無	0	0	2	0	1	障 害	特 障				同居特障
合計	有・無	38	63	58	48	(障害) 27	(特障) 40	(同居特障) 75	27 (寡婦) 35 (ひとり親)	(学生) 27	人	日	人	
控除額	1人当たり (万円)	合計 (万円)			116		27							

## 5. 【Ver.R06.0】で処理をおこなう前に…

【Ver.R06.0】より前のバージョンで使用していた年末調整データを【Ver.R06.0】で使用する場合は、変換処理が必要です。変換処理は、年末調整のデータの処理年が“令和6年分”のデータの場合のみおこなえます。変換処理をおこなうと、支払調書のデータの処理年が“令和6年分”のデータも、年末調整のデータと一緒に変換されます。

- **準備** ● 処理年が“令和6年分”のデータを準備してください。

